

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

第1条～第3条 略

第1条～第3条 略

（受給資格の認定等）

（受給資格の認定等）

第4条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1による受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）または道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長又は市町村（以下「学校長等」という。）に提出しなければならない。

第4条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1による受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長又は市町村（以下「学校長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、所得制限に該当することにより受給資格認定されなかった生徒が再度申請を行う場合には、保護者等の個人番号カードの写し等を添付することを要しない。ただし、保護者等について変更等の事由が生じた場合は、変更後の保護者等の個人番号カードの写し等を添付するものとする。

2 就学支援金の受給を希望しない生徒は、様式1による高等学校等就学支援金不受給申出書（以下「不受給申出書」という。）を学校長等に提出しなければならない。

（削除）

3 学校長等は、申請書_____の提出があったときは、

3 学校長等は、申請書及び不受給申出書の提出があったときは、

当該申請書等に基づき支給要件を確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書_____とともに教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請書_____の提出があったときは、生徒の就学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式5により学校長等に通知するものとする。

5 略

第5条・第6条 略

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

第7条 受給権者は、毎年度所定の期日までに様式1による収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等(以下「所得判定に係る書類」という。)を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われている受給権者の場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の保護者等の所得判定に係る書類を学校長等に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。

3・4 略

5 教育委員会は、受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を

当該申請書等に基づき支給要件を確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書及び不受給申出書とともに教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請書及び不受給申出書の提出があったときは、生徒の就学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式5により学校長等に通知するものとする。

5 略

第5条・第6条 略

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

第7条 受給権者は、毎年度所定の期日までに様式1による収入状況届出書に課税証明書等を添えて学校長等に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書等を学校長等に提出しなければならない。

3・4 略

5 教育委員会は、受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を

提出しないときは、就学支援金の支給を差止めることができる。

6・7 略

(不受給申出書の提出等)

第8条 削除

第8条～第21条 略

(就学支援金の支給の特例)

第22条 略

2・3 略

4 標準修業年限超過者等就学支援金、併修生等就学支援金及び履修単位数超過者就学支援金の支給手続等については、第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、当該手続等は、就学支援金を受給する生徒と別に行うものとする。

第23条～第25条 略

提出しないときは、就学支援金の支給を差止めることができる。

6・7 略

(不受給申出書の提出等)

第8条 所得制限に該当することを予測して前条第1項の収入状況届出書を提出しない受給権者は、不受給申出書を提出しなければならない。

2 受給権者でない生徒で、引き続き就学支援金の受給を希望しない生徒は、学校長等に不受給申出書を提出しなければならない。

3 第1項の規定により不受給申出書の提出があった場合の手続等については、受給資格が消滅したものとして、第5条の規定を準用する。

第9条～第22条 略

(就学支援金の支給の特例)

第23条 略

2・3 略

4 標準修業年限超過者等就学支援金、併修生等就学支援金及び履修単位数超過者就学支援金の支給手続等については、第4条から第8条までの規定を準用する。この場合において、当該手続等は、就学支援金を受給する生徒と別に行うものとする。

第23条～第25条 略

附 則

略

略

略

略

略

この要領は、令和元年 月 日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

略

略

略

略

略

高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（市町村立学校用）

I 資格認定事務関係

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 1 支給資格認定申請書, 2 認定申請者一覧, 5 (別添1) 資格認定結果一覧, etc.

【保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 14 収入状況届出書, 15 収入状況届出者一覧, 16 収入状況審査結果通知, etc.

【支給停止等】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 20 支給停止届出書, 21 支給停止届出者一覧, 22 支給停止者一覧, etc.

II 支給関係

【都道府県～学校設置者】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム. Rows include 39 (別添1) 内訳【生徒】, 40 交付決定通知書, 41 (別添1) 内訳【生徒】, etc.

【都道府県～学校設置者～支給対象者】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 47 支給決定(予定)者一覧, 48 支給決定(予定)通知書, 49 変更支給決定(予定)者一覧, etc.

高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（市町村立学校用）

I 資格認定事務関係

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 1 支給資格認定申請書, 2 認定申請者一覧, 5 (別添1) 資格認定結果一覧, etc.

【保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 14 収入状況届出書, 15 収入状況届出者一覧, 16 収入状況審査結果通知, etc.

【支給停止等】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 20 支給停止届出書, 21 支給停止届出者一覧, 22 支給停止者一覧, etc.

II 支給関係

【都道府県～学校設置者】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム. Rows include 39 交付申請書, 40 交付決定通知書, 41 (別添1) 内訳【生徒】, etc.

【都道府県～学校設置者～支給対象者】

Table with columns: 番号, 文書名, 名義人, 省令, 交付要綱, 任意様式, システム, 事務処理要綱 (高知県). Rows include 47 支給決定(予定)者一覧, 48 支給決定(予定)通知書, 49 変更支給決定(予定)者一覧, etc.

新

様式 1

様式第1号(その1) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係)

個人番号添付

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日 昭和 平成 年 月 日

生徒の住所 〒 都道府県 市区町村

保護者等の電話番号 電話番号 () -

生徒が在学する学校の名称	学年 年次
生徒が併修する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
--------------------	----------	--	-------------

◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、口にレ印を付けてください。

過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。

②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)
 (注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

旧

様式 1

様式第1号(第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係)

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

不受給申出書 就学支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。

(上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、申請書又は届出書の場合は両方の口に、申出書の場合は1つ目の口にレ印を付けてください。

この申請書、届出書又は申出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日 昭和 平成 年 月 日

生徒の住所 〒 都道府県 市区町村

保護者等の電話番号 電話番号 () -

生徒が在学する学校の名称	学年 年次
生徒が併修する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
--------------------	----------	--	-------------

◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、口にレ印を付けてください。

過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。

②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)
 (注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

【2. 保護者等の収入の状況について】
 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① 親権者（両親）2名分
 親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。）
 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

② ア 親権者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
 イ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑤親権がない場合は④
 ウ 親権者が存在するもの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人 名分
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合
 成人に達している場合 等

記入上の注意
2のホ参照

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑥ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

上記保護者等とその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合は、□にレ印を付けてください。）

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の変更等）

【3. 確認事項】
 （次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入してください。）

【2. 保護者等の収入の状況について】（不受給申請書の場合は、記載不要です。）

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの口にレ印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

（2） 月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

（2）-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① 親権者（両親）2名分 両親の課税証明書等を添付する場合

親権者1名分（アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。）
 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

② ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合（配偶者控除をうける親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が50万円を超える場合を除く。）
 イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない場合
 ウ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、⑤親権がない場合は④
 ク 親権者が存在するもの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人 名分
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
 成人に達している場合、
 未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の注意
2のホ参照

（2）-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

（3）課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）
 なお、（1）の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付者略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付者略	氏名	生徒との続柄	添付者略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の変更等）

【3. 確認事項】
 （次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金、家計急変への支援）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入してください。）

新

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

旧

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

新

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれかに該当するものを選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 高知県が最新の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等を含めません。）※
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ホ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ヘ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ト 受給資格の認定を受けた後は、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

チ 個人番号の利用によっては道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

リ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（2）④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等を含めません。）※
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式 1

様式第1号(その2) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係) 別紙証明書添付

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	昭和 年 月 日 平成		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号	電話番号 () -		
生徒が在学する学校の名称		学年	年次
生徒が併修する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。(注1)
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)
(注1)高知県においては、特例として支給を受けることができる場合がありますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

旧

様式 1

様式第1号(第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係)

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

不受給申出書 就学支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。

(上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、申請書又は届出書の場合は両方の口に、申出書の場合は1つ目の口にレ印を付けてください。

この申請書、届出書又は申出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	昭和 年 月 日 平成		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号	電話番号 () -		
生徒が在学する学校の名称		学年	年次
生徒が併修する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。			
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

【2. 保護者等の収入の状況について】
 (1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① **親権者 (両親) 2名分** 両親の課税証明書等を添付する場合

② **親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)**
 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

② **ア** 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らか場合 (配偶者控除をうける親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が50万円を超える場合を除く。)

② **イ** 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない場合

② **ウ** ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ⑥親権がない場合は④
 ・親権者が存在するもの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ **未成年後見人 1名分**
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ **生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分**
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ **生徒本人**
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
 ・成人に達している場合、
 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の注意
2のホ参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。) なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) に おいて既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付者略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付者略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

氏名	生徒との続柄	添付者略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割の変更 等)

【3. 確認事項】
 (次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金、家計急変への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 _____ 年 月 日 (学校において記入してください。)

【2. 保護者等の収入の状況について】 (不受給申出書の場合は、記載不要です。)

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① **親権者(両親) 2名分** 両親の課税証明書等を添付する場合

② **親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)**
 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

② **ア** 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らか場合 (配偶者控除をうける親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が50万円を超える場合を除く。)

② **イ** 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない場合

② **ウ** ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、
 ・親権者が存在するもの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ **未成年後見人 1名分**
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分**
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ **生徒本人**
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
 ・成人に達している場合、
 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の注意
2のホ参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。) なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) に おいて既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付者略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付者略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

氏名	生徒との続柄	添付者略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の変更 等)

【3. 確認事項】
 (次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (学び直し支援金) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 平成 _____ 年 月 日 (学校において記入してください。)

新

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

旧

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

新

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)※
※ 高知県においては、特例として、支給を受けることができます。

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。※
※ 併修する場合は、入学した学校に申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号(その1)に代えて、この書類を提出すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)※

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県(文部科学省)が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ 正当な理由がなく都道府県(文部科学省)が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式 5

文 書 番 号
年 月 日

〇〇市立〇〇〇〇高等学校

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等就学支援金の受給資格について、別添のとおりとなりましたので通知します。
ついては、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

本件担当
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

旧

様式 5

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇市立〇〇〇〇高等学校

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等就学支援金の受給資格について、別添のとおり（認定しましたので、認定を却下しましたので）通知します。
ついては、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

本件担当
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

新

様式 2 4
様式第 3 号 (第10条第 2 項関係)

— 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		
	氏名	姓	名
	住所	都道府県	市区町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立	
		学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県	市区町村
	学校設置者の名称		
	復学日	— 年	月 日

就学支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「収入状況届出書」(様式第 1 号)を併せて提出してください。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われており、当該保護者について変更がない場合や、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 — 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式 2 4
様式第 3 号 (第10条第 2 項関係)

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		
	氏名	姓	名
	住所	都道府県	市区町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立	
		学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県	市区町村
	学校設置者の名称		
	復学日	平成	年 月 日

就学支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「収入状況届出書」(様式第 1 号)を併せて提出してください。ただし、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 平成 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。